個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳児家庭全戸訪問対象者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部こども家庭支援センター	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法第6条の3第4項に基づく乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（第11条）に基づく新生児訪問事業、妊婦のための支援給付の支給	
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4生年月日・年齢、5出生時記録（身長・体重・頭囲・胸囲・週数）、6妊婦支援給付金（２回目）支給日	
記録範囲	生後4か月を迎える日までの赤ちゃんがいる家庭	
記録情報の収集方法	収集の相手方　☑ 本人　　☐ 本人以外（　　）	
	収集の手段　申請書の郵送、インターネットを介しての提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	新生児にかかる病歴等	
記録情報の経常的提供先	−	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒669-1595　兵庫県三田市三輪２丁目１番１号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	−	
個人情報ファイルの種別	☑　法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐　法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑　有　　☐　無	
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	−	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	−	
行政機関等匿名加工情報の概要	−	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	−	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	−	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	−	
備考		